

令和3年度入札契約制度の改正について

令和2年12月16日

第1 建設工事関係

1 現場代理人の要件及び常駐の取扱い等の見直し

本市発注工事における現場代理人について、令和3年4月1日以降に契約を締結する工事から、以下のとおり取り扱うこととします。

(1) 現場代理人の要件

すべての工事（小規模工事を含む。）について、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとし、在籍出向者や派遣社員などは現場代理人として認めません。

(2) 現場代理人の常駐義務の緩和（兼務）の取扱い

次のすべての要件を満たす場合は、現場代理人の兼務を認めるものとします。

- ① 同一の現場代理人として配置できる工事は、いずれも岡山市発注工事とし、3件までとする。ただし、3件に小規模工事は含まない。
- ② 請負金額がいずれの工事も3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。
- ③ 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事していること。
- ④ 兼務する現場代理人は、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

2 消防団協力事業所に対する主観点の加算

消防団活動への協力体制の強化を通じ、地域における消防・防災体制の充実を図るため、岡山市競争入札参加資格審査（建設工事部門）において、岡山市消防団協力事業所として認定を受けた建設工事業者（市内及び準市内業者）に、新たに主観点数として、4点加算します。

なお、令和3年4月から実施します。

第2 その他

1 小修繕業者登録制度の継続及び対象金額の見直し

現在試行中（令和2年度末まで）の小修繕業者登録制度について、再度2年間継続し、当該制度の対象を許容価格が15万円未満（現行：10万円未満）の施設等の修繕業務とします。

2 1者見積りが可能な金額の拡大

迅速な業務の履行及び契約事務の効率化のため、見積書の徴取を1人のものからとすることができる金額を、工事の請負契約を除き、許容価格が修繕業務については15万円未満（現行：10万円未満）、その他のものについては10万円未満（現行：5万円未満）とします。

なお、令和3年4月から実施します。

※これらの見直しに伴い、施設修繕業務における入札情報等の公表の対象となる金額を許容価格15万円以上（現行：10万円以上）とします。

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局財務部契約課

TEL(086)803-1195

FAX(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp